

# 下野市自治基本条例 検証結果報告書

～取組推進のための提言～



令和 6 年 1 月  
下野市自治基本条例検討委員会

## 目次

1 はじめに	1
2 自治基本条例の検証方法	2
3 自治基本条例の検証結果	2
4 条例推進のための提言	3
5 まとめ	5
【別表】自治基本条例逐条解説修正案	6
●自治基本条例検証シート	10
●自治基本条例検討委員会委員名簿	53
●自治基本条例検討委員会の開催概要	54
●自治基本条例	55
●自治基本条例検討委員会条例	61



下毛野朝臣古麻呂 (しもつけぬのあそんこまろ)

ペにまる

## 1 はじめに

下野市自治基本条例は、下野市のまちづくりの基本的なルールを定めた条例で、平成26（2014）年3月に市民と市が協働で作りました。

この下野市自治基本条例では、「市民が主役のまちづくり」「協働によるまちづくり」を基本理念として掲げており、その理念を実現するためには、市民・議会・市がそれぞれの責任と役割を自覚し、ともに力を合わせてまちづくりを進めていく必要があります。近年発生した新型コロナウイルス感染症の流行や、多発する自然災害等を経験した今、自治基本条例が謳う「協働（市民・議会・市等が対等な立場で、協力して活動すること）」は、まちづくりに必要不可欠であるということを改めて実感したところです。

下野市自治基本条例は今年度、条例の施行から10年目を迎えました。本条例は、下野市の自治の最高規範であることから、条例の制定から一定期間が経過した後も、各条文が社会情勢の変化に対応しているか、形骸化していないかを検証する必要があります。そのため第38条には「5年を超えない期間」ごとに市民参画のもと検証を行うことが定められており、本検討委員会においても、平成30（2018）年度の検証に続き2度目の検証を行いました。検討委員会には市民3名、関係団体の代表者3名、学識経験者6名、市長が必要と認める者1名の計13名が参加し、多様な角度から議論を重ねました。

各委員からの意見を集約したこの報告書が、「市民が主役のまちづくり」「協働によるまちづくり」の推進の一助となり、下野市の目指す「ともに築き未来へつなぐ幸せ実感都市」の実現に役立てられることを期待します。

令和6年1月10日

下野市自治基本条例検討委員会

会 長 中村 祐司

## 2 自治基本条例の検証方法

検証に当たっては自治基本条例検討委員会を4回開催しました。

- 第1回自治基本条例検討委員会（令和5年6月20日開催）
- 第2回自治基本条例検討委員会（令和5年8月21日開催）
- 第3回自治基本条例検討委員会（令和5年10月11日開催）
- 第4回自治基本条例検討委員会（令和5年12月14日開催）

条例の検証にあたり、各条項が本市のまちづくりの基本ルールとして社会情勢の変化や法改正等に伴う見直しを必要とするのか、市より提出された自治基本条例の各条項に対する市の取組状況を記載した自治基本条例検証シート（以下、「検証シート」という。）（P11～P52）を基に検証を実施しました。また、検討委員会の中で各委員が様々な視点から意見を交わし議論を重ね、今後の施策の方向性について提言を行いました。

## 3 自治基本条例の検証結果

本検討委員会においては、主に「条例の改正が必要か」「逐条解説の修正が必要か」「条例に基づいた取組がなされているか」といった観点で検証を行いました。結果については以下のとおりです。

### ●条例の改正について

条例の改正については、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、第8条第2項を削除するべきだが、それ以外の条例改正は現時点において必要ないとの結論に至りました。

### ●逐条解説の修正について

法令等の改正や社会情勢の変化に伴い、別表「自治基本条例逐条解説修正案」（P6～P9）のとおり、一部見直しを要すると判断いたしました。

なお、検証シートをもとに事業実績等を確認したところ、「条例に基づく取組がなされているか」については、おおむねなされているとの結論に達しま

した。加えて、下野市が今後本条例を推進していくにあたり必要と思われる取組について、次のとおり提言いたします。

## 4 条例推進のための提言

### ●第6条（情報提供）関係

（情報提供）

第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。

市民の利便性を向上させ、また、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるため、本市行政においても「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現」を進めているところかと思えます。

積極的なデジタル技術の活用による市民への情報提供、手続きのデジタル化等による市民の利便性向上を引き続きお願いする一方、デジタル化により情報から取り残されてしまう市民の存在を念頭に置き、誰も取り残さない情報提供を続けることを求めます。

### ●第9条（参画）・第13条（市民の責務）関係

（参画）

第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。

2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

（市民の責務）

第13条 市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。
- (2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。
- (3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。

下野市の自治の理念である「市民が主役のまちづくり」を実現するためには、

市政の場に市民が積極的に参画していくことが必要です。しかし、実際には市の審議会等における公募委員の応募や、計画策定時のパブリック・コメントの提出は多いとは言えないのが現状です。

参画の機会があるにもかかわらずそれを利用しないのは市民側の課題とも言えますが、市においても、市民が市政参画に興味を持つことができるような機会を現状の把握を行ったうえで積極的に設けることを求めます。ワークショップ等の開催、事業周知のリーフレット作成等にあたっては、特に若い世代の参画を促すような内容とすることが必要と考えます。

#### ●第14条（コミュニティ組織の責務及び支援）関係

（コミュニティ組織の責務及び支援）

第14条 コミュニティ組織（市民活動団体を含む。）は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

本市には市民活動団体など多くのコミュニティ組織があり、構成団体間の相互交流や連携を図りながら豊かで快適な地域づくりに取り組んでいます。しかしながら、少子高齢化や人口減少、自治会の加入率低下や個人主義の浸透など社会の変化に伴い、コミュニティ組織に関わる人々の減少や関係の希薄化が進み、従来のコミュニティ組織のあり方では存続の危機を迎える可能性があります。

これらの課題に対応するために、学校の統廃合などをきっかけにして地域や世代、団体の分野を超えて繋がり地域活力の低下を防ぐべく取り組んでいるケースも見られます。

これからも超高齢化等の影響を受け更に変化していくであろう社会において、地縁団体である自治会のみならず育成会や老人クラブ、事業者、市民活動団体など地域で活動する多様な主体がまちづくりの課題解決を目的として連携して取り組むという、新たな形の地域の支え合いが求められます。

## ●第34条（人材及び組織の育成）関係

### （人材及び組織の育成）

第34条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

人口減少等の影響による地域活力の低下という課題の解決において、地域の市民力の向上が不可欠と考えられますが、その実現にあたっては市民の自主的な公益活動を支援するために設置された市民活動センターが重要な役割を担っています。

まちづくりに関する学習機会の提供や多様な主体の交流をコーディネートするなど、新しい地域連携を創出するうえでも市民活動センターがその機能を活かし、地域課題を見つけ出し、地域の人々がそれらを解決していくことを持続的に支援する拠点として、市民に一層活用されるよう人材育成や交流事業の展開が望まれます。

## 5 まとめ

検討委員会では、今回、自治基本条例の各条項に基づいた取組がなされているか、条例が社会情勢の変化や人々の価値観の多様化を踏まえ、下野市にふさわしいものであり続けているか、条例の推進状況や課題等について慎重に検証しました。

検証結果は、「3自治基本条例の検証結果」「4条例推進のための提言」に示したとおりですが、自治基本条例の理念実現を目指し、常に様々な視点から条例に基づく取組を点検し、本条例がより一層市民に浸透し、市民の参画が進むこと、地域が主体となる共助社会が広がること、市民協働によるまちづくりが成し遂げられるよう取り組んでいただきたいと思います。

【別表】自治基本条例逐条解説修正案

該当条文	修正後	現行
<p>第8条 個人情報の適正な取扱い 2段目から6段目</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月より、本市を含む地方公共団体（議会を除く。）の保有する個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき運用しています。また、同法の施行に関しては、「下野市個人情報の保護に関する法律施行条例」により必要な事項を定めています。</li> <li>・議会の保有する個人情報に関しては、「下野市議会の個人情報の保護に関する条例」を定めて運用しています。</li> <li>・情報公開の一方で、個人情報は、市民等の財産や利益、様々な権利を左右し、一度漏れた情報は回収することが困難で、情報管理の重要さは益々増しています。このためにも、個人情報については、厳重な保護が必要です。</li> <li>・「個人情報の保護に関する法律」においても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」は、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されていません。高齢者や生活困窮者などの要支援者に関する情報については、福祉部局で集約するとともに、関係部局や関係機関で共有し、災害等の避難支援及び地域における見守り体制の強化に努めることが必要です。</li> <li>・個人情報ははじめ、職員が職務上知り得た情報は地方公務員法により</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、「下野市個人情報保護条例」(平成18年下野市条例第11号)を制定し、運用しています。</li> <li>・「下野市個人情報保護条例」の中では、議会及び市の個人情報の適正管理や取り扱いについて規定しています。</li> <li>・情報公開の一方で、個人情報は、市民等の財産や利益、様々な権利を左右し、一度漏れた情報は回収することが困難で、情報管理の重要さは益々増しています。このためにも、個人情報については、厳重な保護が必要です。</li> <li>・自治体で保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、下野市個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用することが望まれます。</li> <li>・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)においても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」は、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されておらず、また、下野市個人情報保護条例第8条においても、同様の規定により情報の収集が可能となっています。特に、高齢者や生活困窮者などの要支援者に関する情報については、福祉部局で集約するとともに、関係部局や関係機関で共有し、</li> </ul>

	<p>守秘義務が定められています。</p>	<p>災害等の避難支援及び地域における見守り体制の強化に努めることが必要です。</p>
<p>第10条 協働 追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化や人口減少が進む社会状況の中、自治会や育成会、老人会など地域で活動する各主体が、地域の活性化など公共的な課題解決を目的として連携して取り組むという協働も求められています。</li> <li>・ 協働の主体のひとつである事業者（条例では市民として定義しています）は、その専門性の高さという特性から、まちづくりにおいて重要な参画主体と言えます。</li> <li>・ 福祉分野では、社会福祉法改正により、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者など、それまではそれぞれ対象者ごとに整備されていた支援体制から、多様な支援ニーズに対応するため行政や市民活動団体、事業者など分野を超えて、すべての地域住民を一体的に支援する重層的支援体制の構築が進められています。</li> </ul>	
<p>第11条 子どもの参画 7段目</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの範囲については、民法の成年年齢が18歳であること、子どもの権利条約や児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの範囲については、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、また、児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています。</li> </ul>
<p>第20条 総合計画 3、4段目</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想の策定については、以前は地方自治法に規定されていましたが、法改正により規定が削除された</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想の策定については、以前は地方自治法に規定されていましたが、法改正により規定が削除された</li> </ul>

	<p>ため、自治基本条例で規定することとします。本市では目標年次を定め「下野市基本構想」を策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画は、基本構想に描かれた将来像を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。本市は「下野市総合計画」の計画期間を前期・後期に分け、前期基本計画と後期基本計画を定めています。(略)</li> </ul>	<p>ため、自治基本条例で規定することとします。現在、平成 27 年度を目標年次とする「下野市基本構想」があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画は、基本構想に描かれた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。現在、平成 24 年度から 27 年度までを期間とする「下野市総合計画後期基本計画」があります。(略)</li> </ul>
第 2 3 条 財政及び財務 3 段目	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市は「下野市長期財政健全化計画」を策定し、長期的な財政収支の推計に基づき、現在及び将来における課題を捉え、健全財政運営のための指針としています。(略)</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、平成 24 年度から 33 年度までの「第二次下野市長期財政健全化計画」があります。(略)</li> </ul>
第 2 5 条 行政手続追加	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きの簡素化や迅速化を進めるため、令和 4 年 3 月に策定した「下野市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針」に基づき、デジタル技術等を活用した市民の利便性向上や業務の効率化に取り組んでいます。</li> </ul>	
第 2 9 条 公益通報 解説文 3 段目	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、通報対応業務を総括する通報対応責任者を置き、相談を受け付ける相談窓口の担当者または通報対応責任者が指名する者が事実関係の調査を行います。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、「下野市職員等の公益通報に関する要綱」を制定しており、公益通報に関する機関として「公益通報委員会」を設置し、公益通報に対応します。</li> </ul>

<p>第32条 委員の公募及び審議会等の公開等 6段目</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では「下野市審議会等の設置及び運営等に関する要綱」を策定し、運用しています。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、「下野市審議会等委員公募要綱」、「下野市審議会等委員選任指針」を策定し、運用しています。</li> </ul>
<p>第34条 人材及び組織の育成 4段目</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化のためには、自治会やNPOなどまちづくりを担う主体同士の対話を重ねることが大切です。人材育成講座などの学習機会を提供し、対話を円滑に進めるファシリテーション能力の高い人材を育成することが求められます。</li> <li>・本市では、市民活動センターを開設し、市民活動支援サイト「Youがおネット」の管理運営、市民活動情報の提供、各種人材育成講座の開催、活動場所の提供などを行っています。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下野市では、生涯学習情報センターを開設し、市民活動支援サイト「Youがおネット」の管理運営、ボランティアバンクの管理運営、各種人材育成講座の開催、活動場所の提供などを行っています。</li> </ul>
<p>第36条 国内交流 3段目</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、香川県高松市と「歴史文化交流協定」及び「災害時における相互支援協定」、岐阜県本巣市と「友好都市協定」及び「災害時における相互支援協定」を締結し交流を行っています。</li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、香川県高松市と「歴史文化交流協定」及び「災害時における相互支援協定」を締結し交流を行っています。</li> </ul>

# 【自治基本条例検証シート】

## 条文一覧

		前回調査時該当部署					
条番号	見出し	市民協働推進課	総合政策課	議事課	環境課	生涯学習文化課	
第5条	基本原則	市民協働推進課	総合政策課	議事課			
第6条	情報提供	総合政策課	議事課	市民協働推進課			
第7条	情報公開	総務人事課					
第8条	個人情報情報の適正な取扱い	総務人事課					
第9条	参画	市民協働推進課					
第10条	協働	市民協働推進課	農政課	環境課	社会福祉課	生涯学習文化課	
第11条	子どもの参画	市民協働推進課	総合政策課	総務人事課	学校教育課	議事課	環境課
第12条	市民の権利	安全安心課	総合政策課	議事課			建設課
第13条	市民の責務						
第14条	コミュニティ組織の責務及び支援	市民協働推進課					
第15条	事業者の権利及び責務	市民協働推進課	都市計画課	商工観光課	建設課	農政課	
第16条	議会の役割、責務、運営等	議事課					
第17条	議員の責務						
第18条	市長の責務						
第19条	職員等の責務	総務人事課					
第20条	総合計画	総合政策課					
第21条	行政評価	総合政策課					
第22条	行政組織						
第23条	財政及び財務						
第24条	出資団体等						
第25条	行政手続	商工観光課	生涯学習文化課	環境課	安全安心課		
第26条	法務						
第27条	説明責任						
第28条	提案、要望、意見等への対応	総合政策課					
第29条	公益通報	総務人事課	行政委員会				
第30条	危機管理	安全安心課					
第31条	意見募集	総合政策課					
第32条	委員の公募及び審議会等の公開等						
第33条	住民投票						
第34条	人材及び組織の育成	市民協働推進課	文化財課	生涯学習文化課			
第35条	広域連携	環境課	安全安心課	市民課	総合政策課	商工観光課	
第36条	国内交流	市民協働推進課					
第37条	国際交流	市民協働推進課					
第38条	見直し						

基本原則 第5条

(基本原則)

第5条 第1条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的な人権を尊重する。
- (2) 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。
- (3) 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極的に推進する。

【解説】

- ・本条では、自治の基本理念に基づくまちづくりの進め方について原則を規定します。
- ・下野市のまちづくりを推進するための基本原則として「人権尊重」、「情報共有」、「市民参画」の3つを掲げています。
- ・「人権の尊重」・・・協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要です。
- ・「情報共有」・・・協働のまちづくりを進める前提として、市政に関する情報共有を規定することで、市民の知る権利を保障するものです。議会及び市は、市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることが必要です。
- ・「市民参画」・・・本条例の目的を達成するために、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民、議会及び市が互いの立場や特性を尊重しながらまちづくりを進めることが必要です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	男女共同参画推進事業	H26～	第三次下野市男女共同参画プランに基づき各種事業の推進と進捗管理を行うとともに、認知度向上と意識改革を図るため、男女共同参画情報紙の発行、啓発パネルの展示活動等を実施する。	男女共同参画推進委員会(16名、1回) 男女共同参画情報紙編集委員会(4名) 男女共同参画情報紙(2回発行、計38,000部) 男女共同参画のつどい、男女共同参画推進セミナー(講演会、60名) 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動における啓発パネル展示 下野市イクボス宣言 しもつけ女性活躍応援ガイドブック改訂	男女共同参画推進委員会(10名5回) 男女共同参画情報紙編集委員会(5名2回) 男女共同参画情報紙印刷(2回発行・計40,000部) 男女共同参画啓発カード(2,000枚) 第二次男女共同参画プラン概要版(18,000部)及び本書(200部)印刷 男女共同参画都市宣言記念人権教育講演会(家田莊子氏)
市民協働推進課	人権啓発事業	H26～	市人権教育・啓発推進行動計画の進捗状況を調査し、随時「人権推進審議会」において検討し、その結果を施策の推進に反映する。	●人権推進審議会(12名4回)進捗状況の確認及び5年に1回の計画改定作業を行った。 ●部落解放愛する会会員研修参加(4名) 部落差別やヤングケアラー等人権問題についての研修を受講した。	人権推進審議会(9名3回) 部落解放愛する会栃木県連合会役員との合同研修(2名) 女性役員研修(2名)、会員研修(10名)
市民協働推進課	人権擁護委員事業	H26～	人権擁護にかかる意識醸成のために事業(人権の花運動、人権作文・書道)の実施する他、人権擁護委員会の活動費補助を行う。	人権の花運動(花苗約120ポット×9校) 人権絵画・書道・作文コンテストの開催 人権ミニフェスタの開催(12/10開催、約120名参加) 「中学生の一日人権委員」活動の実施(11/5開催、中学生6名による意見文の発表) 人権啓発リーフレット(広報掲載=約2万部) 人権擁護委員協議会負担金支払 人権擁護委員活動費補助	人権の花運動(花苗120ポット×6校、人権作文・書道) 人権啓発リーフレット印刷(16,000部) 人権擁護委員協議会負担金 人権擁護委員活動費補助金

総合政策課	広報広聴業務 事務費	H26～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」の開催</li> <li>・「市長といきいきランチトーク」の開催</li> <li>・データ放送による情報発信</li> <li>・市ホームページの管理</li> </ul>	<p>市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」の開催(石橋・南河内・国分寺の3会場で170名参加)</p> <p>ランチトーク 3回 23名</p> <p>データ放送の制作及び放送業務委託(年間配信300件)</p> <p>ケーブルテレビ株式会社への出資金</p>	<p>市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」の開催(石橋・南河内・国分寺の3会場で165名参加)</p> <p>ランチトーク 9回 69名</p> <p>データ放送の制作及び放送業務委託(年間配信300件)</p> <p>ケーブルテレビ株式会社への出資金</p>
議事課	議会広報事業	H26～	「しもつけ市議会だより」発行(年4回)にかかる印刷製本費。	議会だよりの発行 年4回(5月、8月、11月、2月) 毎号17,300部発行	議会だよりの発行 年4回 平成29年5月、8月、11月、平成30年2月 毎号17,200部発行
総合政策課	広報発行事業	H26～	<p>市政の啓発や行政情報、地域の話題等を広く市民に周知するため広報を発行する。</p> <p>ゴミの分別収集や市の行事、保険事業などの市民の生活に密着した情報を総合的に周知するため行政カレンダーを発行している。</p> <p>本市の業務内容や役立つ情報を掲載する暮らしの便利帳や市民手帳等を発行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しもつけの発行 毎月1日発行 19,700部印刷</li> <li>・行政カレンダーの発行 29,800部印刷</li> <li>・市民手帳の発行 1,000部印刷(令和3年度で終了)</li> <li>・市民生活ガイドブックの発行 27,000部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しもつけの発行 毎月1日発行 19,800部印刷</li> <li>・行政カレンダーの発行 29,800部印刷</li> <li>・市民手帳の発行 1,000部印刷</li> </ul>

情報提供 第6条

(情報提供)

第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、市民の市政に関する情報を知る権利に対応して、情報提供について規定します。
- ・議会及び市は、情報提供の基本となる広報及び情報提供を行うために必要となる広聴を充実することにより、市民が必要とする情報を的確に把握し、その情報を積極的に更に効果的に提供することが必要です。
- ・情報提供の具体的な方法として、広報紙、ホームページ、メール配信など多様な方法を積極的に活用し、情報を提供する際には、分かりやすく、入手しやすい方法で市民に提供することが必要です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総合政策課	広報広聴業務事務費	H26～	第5条再掲		
議事課	議会広報事業	H26～	第5条再掲		
総合政策課	広報発行事業	H26～	第5条再掲		
市民協働推進課	自治基本条例推進事業	H26～	下野市自治基本条例情報紙編集委員会において、市民目線からの取材編集を行い、情報紙「らいさま」を年2回発行する。 下野市自治基本条例を広く市民に周知するため啓発グッズおよび既存のパンフレットを出前講座、各種イベント時に配布し、市民認識の浸透を図る。	令和4年度実績 自治基本条例情報紙編集委員会(5名14回) 自治基本条例情報紙「らいさま」印刷(2回発行・計38,000部) 第15号 変化する学校とコミュニティ 第16号 コミュニティを繋ぐ学校  市内中学校及び義務教育学校へ自治基本条例概要版を配布	自治基本条例情報紙編集委員会(5名20回) 自治基本条例情報紙印刷(2回発行・計38,000部) 第4号 交流を支える市民力 第5号 多様化する広域連携

情報公開 第7条

〔情報公開〕

第7条 議会及び市は、市民の情報公開請求に対して、市民の知る権利を保障し、適切に情報を公開するものとする。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、情報公開について規定します。
- ・ ここでいう「情報公開」とは、前条の「情報提供」とは違い、市民からの求めに応じて市が特定の情報を開示するものです。本市では、「下野市情報公開条例」(平成18年下野市条例第10号)により情報公開制度を運用しています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総務人事課	情報公開制度	H26～	情報公開条例に基づき、市が保有している行政情報を「行政と市民の共通の情報資産」として公開していく制度で、市民が公開請求する権利を保障する制度です。	R4運用状況 情報公開請求件数 214件 公開 195件 部分公開 14件 非公開 8件 審査請求件数 0件	H29運用状況 情報公開請求件数 24件 公開 5件 部分公開 12件 非公開 7件 審査請求件数 2件

個人情報の適正な取扱い 第8条

(個人情報の適正な取扱い)

第8条 議会及び市は、保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。  
2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・本条では、情報共有の前提として、個人情報の保護について規定します。
- ・本市では、「下野市個人情報保護条例」(平成18年下野市条例第11号)を制定し、運用しています。
- ・「下野市個人情報保護条例」の中では、議会及び市の個人情報の適正管理や取り扱いについて規定しています。
- ・情報公開の一方で、個人情報は、市民等の財産や利益、様々な権利を左右し、一度漏れた情報は回収することが困難で、情報管理の重要さはますます増えています。このためにも、個人情報については、厳重な保護が必要です。
- ・自治体で保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、下野市個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用することが望まれます。
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)においても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」は、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されておらず、また、下野市個人情報保護条例第8条においても、同様の規定により情報の収集が可能となっています。特に、高齢者や生活困窮者などの要支援者に関する情報については、福祉部局で集約するとともに、関係部局や関係機関で共有し、災害等の避難支援及び地域における見守り体制の強化に努めることが必要です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総務人事課	個人情報保護制度	H26～	個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の適正な取扱いを確保し、保有個人情報の開示、訂正、利用停止を求める権利を保障する制度です。	R4運用状況 個人情報保護制度 開示請求 11件 開示 9件 部分開示 1件 非開示 2件 訂正請求 0件 利用停止請求 0件 審査請求件数 1件	H29運用状況 個人情報保護制度 開示請求 5件 開示 1件 部分開示 0件 非開示 4件 訂正請求 0件 利用停止請求 0件

参考

市職員は、コンピュータで管理している個人情報の管理指針を定めた「市情報セキュリティ基本方針」「市情報セキュリティ対策基準」(総合政策課)、秘密漏えい・個人の秘密情報の目的外収集・コンピュータの不正使用等に対する懲戒処分を定めた「市職員の懲戒処分の指針」(総務人事課)に基づき業務にあたっています。

参画 第9条

(参画)  
 第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。  
 2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、参画の原則を規定します。
- ・市民は誰でも平等にまちづくりや市政に参画する機会が保障されており、そのため、市は、市民の市政への参画を積極的に図り、市民がより参画しやすい環境を整備することが求められています。
- ・同時に、まちづくりや市政には、市民が積極的に関わることは必要不可欠であることから、市民には、まちづくりや市政へ関心や問題意識を持ち、よりよいまちづくりのために、積極的に参画に努めることが求められています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	協働のまちづくり人材バンク事業	R2～	市民の知見を市政に反映させるとともに、市民が市政に参画する機会を拡充し協働によるまちづくりの推進を図る。バンク登録者を募り、審議会等委員への委嘱や講師として登用する。	登録者10名 登用件数6件(令和4年度)	

協働 第10条

(協働)

第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

- ・本条では、協働の原則を規定します。
- ・まちづくりは、市民や市がそれぞれ行うのではなく、市民と市が協働して取り組むことが必要です。
- ・市民、議会及び市が目的を共有してそれぞれの視点からよりよいまちづくりを進め、協働して目的を達成することを目指しています。
- ・また、市民が行うまちづくり活動は、自発的な意思によって推進されていくものですので、市はこれに配慮して必要な支援を行うことが必要です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	市民活動支援事業	H26～	下野市市民活動補助事業交付要綱に基づき、事業の募集を行い審査会の結果をもとに交付決定を行う。補助回数は、1事業について、5回(5年)までとする。公募型の補助制度であり、選考会は市民等で構成し、審査会は公開プレゼンテーション形式で実施する。	市民活動補助事業概要参照	
農政課	元気な森づくり推進事業	H26～	私たちの大切な森林を県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年度から始まった事業である。市においては、長年手入れされていなかった森林を地域住民自らの提案により整備・管理し、明るく安全な森林の維持に努めている。 ・整備事業：5年間で1,000千円/ha ・管理事業：年間50千円/haを5年間	<p>■地蔵山(南河内) R4実施 0.83ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 通路整備 看板設置</p> <p>■児山城址(石橋) R4実施 1.11ha 倒木整備 枝払い・下草刈り</p>	<p>■地蔵山(南河内) H28実施 0.83ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 通路整備 看板設置 延べ9日 延べ143人 H29実施 0.83ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 延べ13日 延べ141人</p> <p>■児山城址(石橋) H28実施 0.58ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 延べ6日 延べ45人 H29実施 1.11ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 延べ9日 延べ95人</p>
農政課	農村公園管理事業	H26～	トウサワトラノオ保全地の管理を地元東根自治会と委託契約を締結(委託料600,000円)	保全地周辺除草: 通年 保全地除草: R4.4.27(4名)、R4.8.9(3名)、R4.8.23(3名)、R4.8.24(7名) 外部視察: R4.5.22	保全地除草作業 第1回 H29.7.9 50名参加 第2回 H29.9.24 30名参加その他地元自治会による水管理を実施。PR用の菓子開発。5.26トウサワトラノオ観察会の実施 30名参加
農政課	多面的機能支払事業	H26～	農村集落で地域一体となって、農業地域の環境保全や農業用施設の維持管理活動等を実施する団体等に対して助成を行う。 農業者だけで取り組みが可能な農地維持支払は、全24組織。 非農家を入れて、より多面的な活動を行う資源向上支払(共同)は7組織。 交付金負担割合は、国(50%)、県(25%)、市(25%)。	各保全会の計画により通年で実施。 26組織は、除草や水路の泥上げ等の農地維持活動を行った。うち8組織は、水路のかさ上げや生き物調査、植栽等の資源向上活動を行った。	○農地維持24組織 各保全会による除草作業、用排水路の掘浚い、水路の嵩上げ作業、生き物調査等を実施通年

環境課	環境基本計画 推進事業	H26～	しもつけ環境市民会議を計画推進の「要」として、計画中の環境パートナーシップ協働プロジェクトを展開していく。 1. 各種イベント参加による、「環境パートナーシップ」の周知啓発。(年3回) 2. しもつけ環境フェア(しもつけ環境市民会議、環境課。協働プロジェクト)の開催。	消費者まつり 環境フェア同時開催 令和5年1月29日(日) 展示 1月29日～2月5日	1.生涯学習センターまつり(H29.10.15) 消費者まつり(H30.1.21)に参加 2. しもつけ環境フェア開催(H30.2.25)
社会福祉課	社会を明るくする運動事業	H26～	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動としての社会を明るくする運動を実施している。 ・メッセージ伝達式及び講演会、市内数か所で街頭普及啓発活動を実施。	・社会を明るくする運動推進委員会 年1回 ・犯罪や非行の防止及び更生の理解を深める講演会を実施。 年1回 約100人参加。 ・市内4か所(庁舎及び商業施設3か所)において、街頭普及啓発活動を実施。 年1回	JRの市内3駅(小金井駅・自治医大駅・石橋駅)周辺において、3日間早朝、社会を明るくする運動推進委員、保護司、更生保護女性会、民生委員による街頭啓発活動。参加合計者数約100名。
生涯学習文化課	しもつけ市民芸術文化祭	H26～	市民、市によるしもつけ市民芸術文化祭実行委員会を組織し、しもつけ市民芸術文化祭を開催。 各イベントにおいては、各団体から選出された役員が当日の運営に当たることとなる。 市は実行委員会に対して補助金上限900,000円を交付。	しもつけ市民芸術文化祭開催期間 R4.11.19～R4.11.27  舞台部門参加者 37団体・個人3名、出演者数479名 展示部門出展者数 27団体・出店者数317名	しもつけ市民芸術文化祭開催期間 H29.10.14～H29.10.29  舞台部門参加者 50団体・個人、出演者数586名 展示部門出展者数 37団体・個人、出展者数593名
生涯学習文化課	下野市立学校音楽祭	H26～	下野市小中学校音楽祭は、市内児童・生徒に音楽発表の機会を提供し、音楽を通して児童・生徒の心身の健全育成に寄与するとともに、児童・生徒の親睦、交流を図る。また、家庭、地域、学校が連携して事業を行うことにより、下野市としての一体感を醸成する。 市は実行委員会に対して補助金を交付。	R4実施内容 (コロナ対応の代替事業)各参加団体の合唱・合奏の様子を校内撮影したDVD作成 参加団体 合唱:3団体 合奏:5団体  ※R5は対面開催予定 開催日:R5.9.23 会場:自治医科大学地域医療情報研修センター大講堂 参加予定団体(全校) 合唱:6団体 合奏:8団体	実施日:H29.9.30  参加団体 合唱:9団体 合奏:7団体 延参加者数:797名



子どもの参画 第11条

(子どもの参画)

第11条 市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

【解説】

- ・本条では、将来の下野市を担う子どもたちを大切にするという下野市の強い思いと姿勢を示すために、子どもの参画について規定します。
- ・子どもは「市民」に含まれており、第12条「市民の権利」として明示されているものは、当然に子どもの権利でもあります。しかし、これらで「保護の客体」とされてきた子どもの立場を「権利の主体」として捉え、明確に理念として規定します。
- ・子どもを取り巻く環境の悪化が指摘されている中、家庭や学校だけでなく、地域全体で子どもが健全に育まれる環境の整備に努めることが必要です。
- ・子どもも社会の一員であり、それぞれの年齢に応じた形でまちづくりに参画する権利を保障することが必要です。
- ・まちづくりの原点は、人づくりであることから、子どもたちを見守り育てていく環境が重要であり、将来の下野市を担う子どもたちが、早い段階からまちづくりに参画することが人づくりにつながります。
- ・また、子どもの育成は、高齢化社会に対応する1つの有力な手段であると考えられます。
- ・子どもの範囲については、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、また、児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	「中学生の一日人権擁護委員」活動	H26～	次代を担う中学生が「一日人権擁護委員」として、地域における人権啓発活動や人権問題についての意見発表に参加し、人権意識の高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程 令和4年11月5日(土)</li> <li>・場所 国分寺公民館</li> <li>・対象校 下野市・壬生町の中学校および義務教育学校後期課程生徒(6校)</li> <li>・内容 人権をテーマとした意見文の発表</li> </ul>	新規(市町輪番開催であり、R4は下野市が担当であった。)
総合政策課	第二次総合計画策定事業	H26～	後期基本計画の策定においては、下野市の現状の把握と前期基本計画の検証を実施し、庁内での総合計画策定委員会と専門部会、外部委員による総合計画審議会において協議のうえ策定する。パブリックコメントと市民説明会を経て、最終的に下野市議会の議決により決定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元・2年度での第四次下野市総合計画後期基本計画策定時の実績</li> <li>・中学生アンケート493名</li> <li>・若者(高校生2年生)アンケート154名</li> <li>・パブリックコメント実施</li> <li>・下野市教育委員会からの総合計画審議会委員選出</li> <li>・下野市PTA連絡協議会からの総合計画審議会委員選出</li> </ul>	<p>【平成26年度～平成28年度】第二次総合計画の基本構想・基本計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; アンケート(中学生・高校生・市民)</li> <li>&gt; 中学生によるワークショップ3回</li> <li>&gt; 関係団体懇談会1回</li> <li>&gt; 市民懇談会3回</li> <li>&gt; 総合計画審議会8回</li> <li>&gt; パブリックコメント</li> <li>&gt; 市民説明会1回</li> <li>&gt; 第二次総合計画概要版を全戸配布、概要版(中学生向け)を中学校全生徒に配布</li> </ul>
総務人事課 学校教育課 議事課	中学生議会事業	H29～	市の将来を担う中学生が、地方自治の仕組みや市議会の役割を理解し論理的コミュニケーション能力を養成するとともに、まちづくりを身近なものとして感じてもらうことを目的に実施した。	<p>第3回 令和元年8月20日開催 市内4中学校から4名ずつ16名の中学生が参加 令和2～3年度 新型コロナウイルス感染症の影響で中止</p> <p>第4回 令和4年8月18日開催 市内4中学校から4名ずつ16名の中学生が参加</p> <p>第5回 令和5年8月18日開催 市内4中学校から4名ずつ16名の中学生が参加</p> <p>中学生議会だよりの発行 10月に18,900部発行</p>	<p>第1回 平成29年8月19日開催</p> <p>第2回 平成30年8月20日開催 市内4中学校から4名ずつ16名の中学生が参加</p>

総務人事課	中学生平和研修派遣事業	H26～	非核平和事業及び平和学習活動の一環として、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶため、次代を担う市内各中学校の代表生徒を広島に派遣しました。	平成30～令和元年度 時期 8月5日～8月7日 参加人数 8名(市内各中学校2年生 男女各1名) 令和2～4年度 新型コロナウイルス感染症の影響で中止 令和5年度 時期 8月5日～8月7日 参加人数 16名(市内各中学校2年生及び3年生 各2名)	時期 平成29年8月5日～8月7日 参加人数 8名(市内各中学校2年生 男女各1名)
高齢福祉課	認知症サポーター養成講座	H26～	市内小中学校において、認知症の理解促進と、認知症の人と家族を見守るための地域づくりについて考える機会を設ける。	令和元年度に17校で開催し、小学生488名、中学生518名、高校生26名が受講。 (平成25年度からの累計小学生2,182名、中学生2,512名、高校生99名) 令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対策として学校での開催を控えている。	平成29年度、小学生365名、中学生286名が受講。(平成25年度からの累計小学生1,054名、中学性1,476名) H29年度からは、石橋高校でも実施
高齢福祉課	ふれあいふくし運動会の開催	H26～	スポーツを通じたふれあいの中で、心身のリフレッシュを図り、交流を深め地域福祉の向上を目的とする。※各幼稚園時間内でできることを検討し発表している(踊り、組体操等)	令和元年10月17日開催 場所:国分寺運動公園(R1～市内1ヶ所にて開催) 参加人数 784名(うち、園児等 298名)	平成29年度参加人数 国分寺地区 215名 石橋地区 雨天中止 南河内地区 586名
学校教育課	子ども未来プロジェクト	H26～	「輝く未来・あふれる笑顔」をスローガンに、児童生徒が主体的に、自分たちの学校生活をよりよくする取組を行う。	・クリーン活動、児童生徒による地域内の公園や通学路の清掃。 ・いじめ防止に向けた市内全学校の各クラスでの話し合い活動。	・地域美化啓発活動、道の駅しもつけで「ごみのポイ捨て禁止」を呼び掛けるポケットティッシュの配布。 ・グリーン活動、小中学校の児童生徒による地域内の公園や通学路の清掃。
学校教育課	特色ある教育活動推進事業	H26～	学校独自の特色ある教育活動を行うための活動費を補助する。独自活動の一部で児童生徒が校外において清掃活動や緑化活動を行っている。なお、活動内容決める際、児童生徒の意見を取り入れ決定している。	事業を約10年にわたり実施した結果、当初の目的は概ね達成したと見込まれるため令和3年度廃止	・地域美化啓発活動、「ごみのポイ捨て禁止」を呼び掛けるポケットティッシュの配布。 ・グリーン活動、通学路等の清掃。 ・地域緑化活動、市内公共施設等への花プランター設置。
環境課	下野市ごみ減量化ポスターコンテスト	H26～	ごみ減量化と環境への負担が少ない地域づくりを目指し、市民のごみ処理に対する関心を高め一人ひとりの日常生活を見直すため、小中学生を対象に環境問題を題材としたポスターコンテストを実施する。	令和4年度 応募総数 591点 小学生の部 525点 中学生の部 66点	H29年度応募総数 小学生の部389点 中学生の部31点
環境課	下野市リサイクルバスツアー	H26～	ごみ減量化と資源化への関心を高めることを目的として、市内小学生を対象にごみ処理施設を見学するバスツアーを開催する。	令和4年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	H30年度参加者 60名

建設課	小中学校の道路愛護事業参加	H26～	市内の小中学校の児童・生徒により、学校敷地内の道路に接した花壇等への花植栽活動を実施。	R4年度の実績 【参加校】 小学校7校 【参加者数】 2,074人(R4) 【活動日数】 学校による(1日から通年) 【市からの助成】 1校あたり 15,000円上限	H29年度の実績 【参加校】 小学校11校 中学校1校 【参加者数】 2,773人(H29) 【活動日数】 各校とも通年を、年1～4日程度まで、学校の実情に合わせて実施。 【市からの助成】 1校あたり 15,000円上限
建設課	中学生の河川愛護事業参加	H26～	国土交通省が主体となって例年実施している鬼怒川小貝川クリーン大作戦への参加として、本市では鬼怒川河川敷内に市が占有している砂ヶ原球場周辺のごみ一掃清掃を実施。 参加者は、同球場にて活動している野球チームメンバーである中学生及び保護者が主体となって活動。	R5年度 【参加人数】子ども45名、大人30名 【実施日】7月8日 ※R4はコロナのため中止	H29年度の実績 【参加人数】 51名 【実施日】 7月8日

市民の権利 第12条

(市民の権利)

第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。

- (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。
- (2) よりよい行政サービスを楽しむことができること。
- (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。
- (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。
- (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

【解説】

- ・本条では、本条例の目的達成のために、市民に保障されるべき権利を規定します。
- ・第1号では、市民の権利として最も基本的な権利を確認する意味を含めて規定しています。
- ・第2号では、地方自治法第10条で保障されている「住民の権利」を含めて、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しています。しかしながら、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば、住民のみが受けることができるサービスなどもあり、法令等により対象者やサービスの内容が定められることとなります。
- ・第3号では、第6条(情報提供)において、議会及び市が保有する情報が、市民との共有財産として定められている情報について、市民の知る権利を規定しています。
- ・第4号では、具体的に市政に参画する手段である意見や提案の表明を市民の権利として規定しています。これは、第28条(提案、要望、意見等への対応)、第31条(意見募集)、第32条(委員の公募及び審議会等の公開等)、第33条(住民投票)等において保障しています。
- ・第5号では、第9条(参画)に基づいて、よりよいまちづくり及び市政への参画を市民の権利として規定しています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
安全安心課	自主防災組織活動補助金交付事業	H26～	・防災資機材整備補助は、世帯数の11階層別に上限額を設定 50世帯以下で20万円、51～100世帯で22万円など、最大501世帯以上40万円とする。 ・防災組織活動費補助は、補助率と上限額を設定 活動経費の1/2かつ5万円以上とする。	令和4年度 13団体	平成29年度 6団体 栄町自主防災会 通古山自主防災会 ダイヤレス自主防災会 鯉沼自治会自主防災会 緑三丁目南自主防災会 緑三丁目北自主防災会
安全安心課	石橋地区消防組合負担金	H26～	下野市・上三川町・壬生町の1市2町からの負担金により運営され、石橋地区消防組合が事業主体となり、消防広域体制の充実を図る。	・消火・救急救命事業 ・防火防災・救急救命の啓発事業 ・消防団、防災訓練等への指導等	・消火・救急救命事業 ・防火防災・救急救命の啓発事業 ・消防団、防災訓練等への指導等
安全安心課	地域防災計画の策定	H26～	本市における風水害や火災、地震などの災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進する。	災害対策基本法や栃木県地域防災計画との整合性を図るため、令和4年3月に改訂した。	災害対策基本法や水防法等の関係法令の改正並びに平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害の検証結果に基づき、下野市地域防災計画を平成28年3月に改訂した。
安全安心課	職員災害対応マニュアルの策定	H26～	災害発生時には、市長及び災害対策本部の指示に従い、迅速で機敏な行動を要するため、勤務時間内外を問わず速やかに行動できるようにする。	下野市地域防災計画の改訂と併せ、令和4年3月に改訂。	下野市地域防災計画の改訂と併せ、平成28年3月に改訂。
総合政策課	広報広聴業務事務費	H26～	第5条再掲		
議事課	議会広報事業	H26～	第5条再掲		
総合政策課	広報発行事業	H26～	第5条再掲		

市民の責務 第13条

(市民の責務)

第13条 市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。
- (2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。
- (3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。

【解説】

・本条では、市民がまちづくりに参画するに当たって、一部の利益のみを強調することなく、自らの発言と行動に責任をもつこと、個人の基本的人権を尊重すること、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践することを責務として規定します。

コミュニティ組織の責務支援 第14条

(コミュニティ組織の責務及び支援)

第14条 コミュニティ組織(市民活動団体を含む。)は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

【解説】

・本条では、コミュニティ組織の責務と市の支援について規定します。

・少子高齢社会の進行などに伴い、自治の担い手が減少し、また、地域に対する意識や関心が低下しつつある中で、地域における自治の担い手である公益の増進に取り組むコミュニティ組織の活性化を図り、地域における様々な課題を解決する力である「地域力」を向上させることはますます重要な課題となっています。

・本条例は、自治の推進を目的とするものであるため、本条では、不特定多数のものの利益である公益の増進に取り組んでいるコミュニティ組織について規定することとし、コミュニティ組織のうち、私的な活動等については対象としていません。

・協働のまちづくりを推進するに当たって、コミュニティ組織が、適正かつ自主運営に努めるとともに、協働のまちづくりへの理解と協力をしてもらうことが必要です

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	コミュニティセンター運営事業	H26～	市民が主役のまちづくりを推進するため、コミュニティ推進協議会を支援し地域振興を図る。また、活動拠点となるコミュニティセンターの整備などを通し、市民活動の機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各コミュニティ推進協議会への運営費補助(12団体)</li> <li>市直営コミュニティセンターの修繕、管理、維持(5施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各コミュニティ推進協議会への運営費補助(11団体)</li> <li>市直営コミュニティセンターの修繕、管理、維持(6施設)</li> </ul>
	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営費	H26～	コミュニティセンター10施設を地元のコミュニティ推進協議会に指定管理者として指定し、地元ニーズに即したサービスを提供する。	仁良川、グリーンタウン、上町、栄町、石橋駅前、石橋中央、石北1号館、石北2号館、友愛館、薬師寺、姿西部考古台地コミュニティセンターの施設管理運営における指定管理者への委託	仁良川、グリーンタウン、上町、栄町、石橋駅前、石橋中央、石北1号館、石北2号館、友愛館、薬師寺コミュニティセンターの施設管理運営における指定管理者への委託
	自治会長等事務報償事業	H26～	自治会振興を図るため、自治会振興交付金を自治会へ交付。また、全自治会長を非常勤特別職として委嘱する。自治会長の知識習得の場を設けるほか、情報提供などを通し職務遂行をサポートする。	自治会長報酬 146名 自治会振興費交付金(146自治会,15,460戸) 自治会長ガイドブック、自治会加入促進ハンドブック配布 自治会長連絡協議会活動費補助	自治会長報酬 149名 自治会振興費交付金(149自治会,15,511戸) 自治会長ガイドブック配布 自治会長連絡協議会活動費補助

事業者の権利及び責務 第15条

(事業者の権利及び責務)

第15条 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。

【解説】

- ・本条では、事業者の権利・責務を規定します。事業者も、当然に「市民」に含まれ(第3条解説参照)、市民としての権利を有するとともに、市民としての責任を負います。
- ・加えて、事業者は地域社会の一員として、市民生活やワークライフバランスへの配慮など、社会的な役割を果たすことが求められています。また、事業者は、個人に比べて、事業活動を行う上で、自然環境や生活環境等に対する影響が大きいと考えられるため、まちづくりにおける役割が大きいといえます。
- ・協働のまちづくりを推進するに当たって、事業者は、地域社会の一員であること、そして、まちづくりの主体であることを認識することが必要です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	R2～	男女が共に働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所等を市が認定し、その取組内容について広く周知することにより、働きやすい職場環境整備の促進及びワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図る。	令和4年度実績 【新規認定数】4社4事業所 【累計認定数】17社23事業所	
都市計画課	愛パーク事業	H26～	公園の美化を促進するため、ボランティア団体と公園管理者が公園美化活動のパートナーとして連携することにより、公園への愛着心を育むとともに安全で快適な公園環境の維持向上を図る。	【登録団体数】20団体 【活動回数】延べ120回 ※1団体当たり6回以上の活動 ※内法人1 とちぎ法人会女性部 ※任意団体17 ※造園建設業組合 一里塚 ※電気工事組合 大松山運動公園 (ほか2公園)	【登録団体数】5団体 【活動回数】延べ36回 ※1団体当たり6回以上の活動 内法人2 電気錠組合 とちぎ法人会女性部 ※任意団体3 ※造園建設業組合 一里塚
商工観光課	産業祭事業	H26～	市民の市内産業への関心を喚起し、地域産業全般の振興発展及び市民との交流を通して地域活性化を図るため、市内商工業者を一堂に会しイベントを開催	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、産業祭は中止とし、代替事業として産業紹介展を開催。 令和4年11月29日から12月8日までの期間中、市役所1階にて市内19事業者等の紹介パネルの展示及び観光協会フォトコンテストの過去受賞作品22点を掲示した。	H29年度は台風のため中止
建設課	愛ロードしもつけ事業	H26～	地域住民等のボランティア団体と道路管理者が連携・協力して道路美化活動を実施。 【H28年度の登録団体】4団体 下野市建設協同組合(43社) その他の事業者 3社	R4年度の実績 【活動日数】5日(4月～3月) 【団体数】1団体(下野市建設協同組合(43社)) 【参加人数】199名	H29年度の実績 【活動日数】8日(4月～3月) 【団体数】2団体 【参加人数】286名
建設課	愛リバーとちぎ事業 ※県登録事業	H26～	県事業である「愛リバーとちぎ」に登録しているシルバー大学校・南校 下野市在住の会においての活動。	R4年度の実績 【活動日数】3日 (6月4日、9月3日、12月3日) 【参加人数】88名	H29年度の実績 【活動日数】2日 (12月9日、3月24日) 【参加人数】61名

農政課	緑化ボランティア活動助成事業	H26～	<p>緑の募金による事業</p> <p>森林・みどりの果たしている重要性を普及啓発するとともに、公共施設等の緑化、緑の少年団の育成及び市民参加による森林みどりづくり運動を推進し、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを行っている。</p>	<p>■ボランティア団体8団体 花壇づくり、プランター花、植樹、樹木札設置、樹木マップ作成等</p> <p>■緑の少年団 小学校 2校 中学校 1校 花壇づくり、緑のカーテン、農園活動等</p>	<p>■ボランティア団体7団体 花壇づくり、プランター花、植樹、樹木札設置、樹木マップ作成等 延べ616人参加 花苗1,836本、1,130株 苗木24本</p> <p>■緑の少年団 小学校 3校 中学校 1校 花壇づくり、緑のカーテン、農園活動等 延べ27日活動</p>
-----	----------------	------	--	---	--

議会の役割、責務、運営等 第16条

(議会の役割、責務、運営等)  
 第16条 議会は、重要な政策の意思決定をし、政策を立案し、及び提言し、市政運営を監視するなど、その権能を十分に発揮しなければならない。  
 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に把握し、かつ、議員間の討議を尽くすよう努めなければならない。  
 3 議会は、市民の信頼に応え、公平性及び透明性を確保し、常に説明責任を果たすものとする。  
 4 議会の役割、責務、運営等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】  
 ・本条では、市民を代表する機関である議会の役割、責務、運営等について規定します。  
 ・本市では、「下野市議会基本条例」(平成25年下野市条例第32号)が制定され、運用されています

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
議事課	議会委員会調査研究事業	H26～	議員と執行部による行政視察の実施及び検討結果の報告。 議員研修会、市民と議会との講演会の開催。	H30年度 総務常任委員会(新潟県三条市、燕市) 経済建設常任委員会(長野県小布施町、長野市) 教育福祉常任委員会(宇都宮市、大阪府守口市、河南町) 議会運営委員会(三重県伊賀市、四日市市) 議会だより編集委員会(石川県加賀市、白山市) R元年度 総務常任委員会(静岡県島田市、三島市) 経済建設常任委員会(福井県大野市、愛知県豊橋市) 教育福祉常任委員会(秋田県横手市、秋田市) 議会運営委員会(北海道帯広市、芽室町、栗山町) 議会だより編集委員会(香川県高松市、徳島県鳴門市)  (令和2年、3年はコロナ禍で中止) R4年度 総務常任委員会(茨城県常総市、埼玉県三郷市、千葉県流山市) 経済建設常任委員会(岩手県滝沢市、紫波町) 教育福祉常任委員会(埼玉県人間市、愛知県豊橋市) 議会運営委員会(長野県飯綱町、新潟県上越市)	H29年度 総務常任委員会(富山県射水市、石川県かほく市) 経済建設常任委員会(新潟県村上市、新発田市) 教育福祉常任委員会(静岡県磐田市、掛川市) 議会運営委員会(岐阜県飛騨市、高山市) 議会だより編集委員会(山梨県中央市、大月市)
	議会広報事業		第5条再掲		
	議会報告会	H26～	市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行う。	H30年度第1回 30年10月開催 30名参加 H30年度第2回 31年3月開催 30名参加 R元年度第1回 元年7月開催 20名参加 R元年度第2回 コロナ禍で中止 R3年度【動画報告会】 【各種団体との懇談会(3常任委員会)】開催 延36名参加 R4年度【動画報告会】 【各種団体との懇談会(3常任委員会)】開催 延34名参加	H29年度第1回 29年6月開催 40名参加 H29年度第2回【各種団体との懇談会(3常任委員会)】開催 延39名参加

## 議員の責務 第17条

### (議員の責務)

第17条 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の信頼に応えなければならない。

2 議員は、市政の適切な監視及び評価並びに政策提案のため、常に研さんに努めなければならない。

3 議員の責務に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### 【解説】

・本条では、議員個人としての責務について規定します。

・本市では、「下野市議会基本条例」が制定され、運用されています。

・議員は、直接選挙によって市民に選ばれた市民の代表であり、市民の負託を受けて、市の課題や市民ニーズを把握するとともに、常に市民全体の福祉の向上を念頭に置き審議することによって、市民の意思を市政に反映させる責務を果たすよう努めることが必要です。

・また、議会の役割を果たすため、議員個人の審議能力や政策形成能力などを更に向上させる必要があります。このため、議員は、自らの識見を高めるために研さんに努めることが必要です。

市長の責務 第18条

(市長の責務)

第 18条 市長は、市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営し、自治の基本理念に応えるよう指導力を発揮しなければならない。  
2 市長は、地域社会、市民生活等の実態、変化等を中長期的かつ広域的に把握して、市政に反映するよう、努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市の代表としての市長の責務という視点から規定します。
- ・ 市長が公正かつ誠実に市政を運営し、市民の負託に応えるとともに、特に、市政の現場である地域社会や市民生活の実態を把握し、併せて市民の意見を市政に反映することに努めることとします。

職員の責務 第19条

(職員の責務)

第19条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市長の補助機関の一員として、自治の基本理念の実現のために公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たって、必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

【解説】

・本条では、市長の補助機関として位置付けられる市の職員が、市政の実務を担う者として果たす役割の重要性が高いことから、職員個人としての責務について規定します。

・職員は、市民全体の奉仕者として、また、市民の一員であるという自覚をもって、公正かつ誠実に職務を行うとともに、多様化する職務に対応するための能力の向上に努力することを規定します。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総務人事課	職員研修事業	H26～	職員の職務能力と資質の向上を目指し、地方公務員としての意識の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山地区職員研修協議会研修 全20研修 延べ198名受講</li> <li>・栃木県市町村振興協会研修 全26研修 延べ74名参加</li> <li>・その他、とちぎ建設技術センター研修・市独自研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山地区職員研修協議会研修 全20研修 延べ154名受講</li> <li>・栃木県市町村振興協会研修 全24研修 延べ40名参加</li> <li>・その他、とちぎ建設技術センター研修・市独自研修実施</li> </ul>

総合計画 第20条

(総合計画)

第20条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するために、市の最上位計画である総合計画を市民参画の下に策定し、かつ、定められた範囲で見直しを行うものとする。

2 総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決により定めなければならない。

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、総合計画との整合を図るものとする。

【解説】

・市の最上位計画としての総合計画の位置付けを明確にするため規定します。

・本市の総合計画は、基本構想—基本計画—実施計画の三層構造です。

・基本構想の策定については、以前は地方自治法に規定されていましたが、法改正により規定が削除されたため、自治基本条例で規定することとします。現在、平成27年度を目標年次とする「下野市基本構想」があります。

・基本計画は、基本構想に描かれた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。現在、平成24年度から27年度までを期間とする「下野市総合計画後期基本計画」があります。

・総合計画基本構想及び基本計画の議会の議決については、「下野市議会基本条例」第9条においても規定しています。

・この他の各分野における基本となる計画は、総合計画と整合を図るように策定するものとします。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総合政策課	第二次総合計画策定事業		第11条再掲		

行政評価 第21条

(行政評価)

第21条 市は、効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するものとする。

2 市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映させるものとする。

【解説】

- ・本条では、行政評価の実施により、効果的で効率的な市政運営を進めていくことを規定します。
- ・本市では、効率的かつ効果的で透明性の高い行財政運営を確保するとともに、厳しい財政状況の中で、市民の納得を得ながら高い成果を挙げていくために、これまで同様の「あれもこれも」満遍なく事務事業を行うという姿勢を転換し、「あれかこれか」による選択と集中が可能になるよう、すべての事務事業を対象に行政評価を導入しています。
- ・市は、市民意見の反映や客観性の向上のため、行政評価への市民参画を積極的に推進することを規定します。
- ・本市では、「下野市行政評価市民評価実施要綱」を制定し、運用しています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総合政策課	総合計画推進事業	H26～	学識経験者及び公募市民で組織する下野市行政改革推進委員会において、行政評価市民評価を実施する。市民評価では、市が実施する行政評価(内部評価)の妥当性について、市民目線により検証する。	下野市行政改革推進委員会にて、毎年度、10事業を対象に市民評価を実施している。 令和4年度下野市行政改革推進委員会 委員数:10名 委員会:5回/年開催	平成29年度下野市行政改革推進委員会 委員10名 委員会5回開催

行政組織 第22条

(行政組織)

第 22条 市は、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的な業務の執行を進めるため、機能的な組織体制づくりに努めるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、行政組織について、効率的な業務執行が進められるよう配慮することに加えて、機能的な組織体制づくりに努めることを規定します。
- ・ 市の組織編成は、社会情勢に素早く対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織体制を整備することが必要です。
- ・ 縦割り組織の弊害(窓口対応におけるたらいまわしなど)に対処するため、行政内部の都合で考えるのではなく、横断的な連携や調整による市民目線で分かりやすい組織体制を整備することが必要です。

(財政及び財務)

第 23条 市は、持続可能な財政運営を行っていくために財政計画を策定し、財政の健全化を図るものとする。

2 市は、財政状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、財政の健全化を図るために計画的な財政運営を行うことを規定します。
- ・ 地方自治法に定められている「行政運営効率化の原則」(地方自治法第2条第14項)の観点から、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や経営資源(人、モノ、カネ、情報、時間など)を最大限に活用して、予算を編成し執行しなければなりません。
- ・ 現在、平成24年度から33年度までの「第二次下野市長期財政健全化計画」があります。
- ・ 財政状況については、地方自治法第243条の3第1項により、その公表が義務付けられており、「下野市財政状況の公表に関する条例」(平成18年下野市条例第54号)において、その公表について規定しています。
- ・ 国においても「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が制定され、地方公共団体の財政状況を「健全化判断比率等」(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金負担比率)で客観的に表すことを規定しています。これに基づき地方自治体は、前年度の決算に基づく「健全化判断比率等」をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされており、予算、決算の状況などを市のホームページで公開しています。

出資団体等 第24条

(出資団体等)  
 第24条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。  
 2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

- ・本条では、市が出資等をしている団体に対する市の役割等について規定します。
- ・市が出資等をしている団体は、地域社会の形成や市民活動の支援など、公共的なサービスを展開する重要な機関となっています。
- ・市は、出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう、団体の業務や財務の状況を常に把握しておくことが必要であり、必要な場合には、支援を行わなければならないことを規定しています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	運営方法等実績	実績参考 ※H30検証時調査資料
商工観光課	道の駅しもつけ管理事業	H26～	道の駅しもつけの管理・運営に関し、直接行う業務と指定管理者に委託する業務を履行する。 指定管理者が行う業務 ・道の駅の利用に係る事務 ・道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・道の駅の運営に関し必要な業務	【運営方法】第3セクターによる指定管理  年1回総会及び2か月に1回取締役会を開催 第12回定時株主総会R4年6月20日開催 令和4年第3回市議会定例会にて経営状況報告	【運営方法】第3セクターによる指定管理  年1回総会及び2か月に1回取締役会を開催 第8回定時株主総会H30年6月18日開催
生涯学習文化課	グリムの森・グリムの館管理事業	H26～	<指定管理事業> ・「グリムの森・グリムの館」の利用許可及び維持管理業務を行う。 ・市民等を対象とした文化公演や展示会等を開催する。 <補助事業> ・一般財団法人グリムの里いしばしの運営に関すること。 ・収益を伴わない公益事業を開催する。	R5. 4. 1～R6. 3. 31 なお、令和2年度第4回市議会定例会において、令和3年度から令和5年度までのグリムの森・グリムの館における指定管理者の指定について議決された。  令和4年度第2回議会定例会において、令和3年度経営情報報告書を提出	【運営方法】 H29.4.1～H30.3.31 なお、平成29年度第4回市議会定例会において、平成30年度から平成32年度までのグリムの森・グリムの館における指定管理者の指定について議決された。  平成29年度第2回市議会定例会において、平成28年度経営状況報告書を提出。
環境課	小山広域保健衛生組合負担金	H26～	広域的な圏域の環境及び衛生に関する事務を共同処理するため負担金を支払っている。経費の内容は、共通経費、保健予防経費、聖苑経費、ごみ処理事業経費、し尿処理事業経費	R4搬入実績 休日歯科診療所 利用者数 26人、夜間休日急患診療所 利用者数 160人 聖苑 火葬場使用件数 381件 ごみ処理 排出量 中央清掃センター 7,447t、南部清掃センター 757t、リサイクルセンター 2,709t し尿処理 生し尿 665t、浄化槽汚泥 2,838t、農業集落排水汚泥 2,465t  【運営方法】議会2回開催	保健予防 結核検診 受診者数 2,180人、受診率 14.8%、休日歯科診療所 利用者数 389人、夜間休日急患診療所 利用者数 9,262人 聖苑 火葬場使用件数 311件 ごみ処理 排出量 中央清掃センター 9,320t、南部清掃センター 894t し尿処理 生し尿 923t、浄化槽汚泥 2,975t、農業集落排水汚泥 2,478t  【運営方法】議会6回開催 内2回は臨時議会
環境課	クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金	H26～	石橋地区の廃棄物の適正な処理及び再資源化を図るため、宇都宮市に一般廃棄物の処理に関する事務を委託し、その費用を負担金として支出する。	R4搬入実績 ごみ排出量 4,503t  【運営方法】協議会年2回開催	ごみ排出量 5,506t  【運営方法】協議会年2回開催

商工観光課	栃木県南地方卸売市場負担金	H26～	栃木県南地方卸売市場に関する事務委託に関する負担金 小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の3市2町で構成 ※平成29年9月末をもって、栃木県南地方卸売市場事務組合は解散。	【運営方法】 小山市が取りまとめて、委託  小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の3市2町で構成し、小山市が取りまとめ委託 下野市負担金（負担割合0.95%）	【運営方法】 小山市が取りまとめて、委託  小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の3市2町で構成し、小山市が取りまとめ委託 下野市負担金（負担割合0.95%）
安全安心課	石橋地区消防組合負担金	H26～	下野市・上三川町・壬生町の1市2町からの負担金により運営され、石橋地区消防組合が事業主体となり、消防広域体制の充実を図る。	石橋地区消防組合負担金 【運営方法 令和4年度】 議会定例会 2回 議会臨時会 1回	石橋地区消防組合負担金 【運営方法】 議会 4回開催 含臨時議会2回
※法令外負担金 栃木県人権擁護委員連合会他54団体 3,970,500円(令和4年度)					

行政手続 第25条

(行政手続)

第 25条 市は、処分、行政指導、届出等に関する手続について、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、市政運営における公正性、透明性の確保のための適正な行政手続について規定します。
- ・ 本市では、「下野市行政手続条例」(平成18年下野市条例第12号)を制定し、運用しています。
- ・ 行政手続条例とは、市民から公的な事務処理(各種申請、許可手続等)を請求されたときに、その事務処理の基準(処理日数、判断基準等)をあらかじめ示すことによって行政事務の公正性と透明性を確保し、市民の権利や利益を保護する制度です。

法務 第26条

(法務)

第26条 市は、政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、政策法務を積極的に推進することを規定します。
- ・ 多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対応するためには、市が責任をもって関係する法令等を解釈し活用することが求められており、市政運営において、法務行政を積極的に推進することが重要であると考えられます。
- ・ 平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に見直されたことに伴って、地方自治法も改正され各自治体が地域の行政ニーズに即した行政運営を進めていくために、関係法体系の中で自主的に法令を解釈及び運用することが認められるとともに(地方自治法第2条第12項)、条例制定権が拡大されました。これを踏まえ、市では、こうした権限を十分に活用しながら、適切に履行するための調査研究を行い、適正な法令の解釈及び運用のもと、法令との整合を図った市独自の特色ある政策の推進を図ろうとするものです。

説明責任 第27条

(説明責任)

第27条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に対する情報提供に努めるとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に分かりやすく説明することを規定します。
- ・ 情報の共有は、第5条第2号に定める情報共有の原則にあるように、市民参画のための判断の基本となるものです。そのため、市は、施策の立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルにおける過程及び結果に関する情報を市民に分かりやすく説明することにより説明責任を果たすことを規定しています。

提案、要望、意見等への対応 第28条

(提案、要望、意見等への対応)

第28条 市は、市民から提案、要望、意見等があったときには、速やかに事実関係を調査し、対応しなければならない。この場合において、必要に応じ、積極的にそれらを施策に反映させるように努めなければならない。

【解説】

- ・市民からの提案、要望、意見等に対して、市の対応が遅れたり、不適切な対応であった場合、市民の信頼を大きく損なうこととなります。そこで、本条では、市民から寄せられた提案や要望、意見等に対して、市は、適正かつ公正、迅速に事実関係の調査を行い、誠実に対応しなければならないことを規定します。
- ・市政を運営する上で、市民から市に対して様々な提案、要望、意見、苦情などが寄せられます。これらは、市の施策や事業をよりよいものに改善するための貴重な声として受け止める必要があります。また、一方で、このような意見などは、市の施策や事業によって市民が被った不利益の現れである場合もあります。このため、意見などの内容と事実関係を速やかに調査し、迅速かつ適切に対応することは、市民との信頼関係を構築する上で非常に重要なことです。
- ・市民から民間の創造的なアイデアが盛り込まれた政策提案がされることも想定されるため、そのような提案などを市政に反映させることも必要となります。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総合政策課	広報広聴業務 事務費		第5条再掲		
	市政への提案 意見事業	H26～	市民の率直な意見提案を・提案箱、かんたん申請、窓口持ち込み、メール等受付している。	令和4年度 全58件(回答34件) <ul style="list-style-type: none"> <li>・かんたん申請、しもつけオンラインサービス 38件(20件)</li> <li>・提案箱 11件(6件)</li> <li>・窓口持ち込み 2件(2件)</li> <li>・HP問い合わせフォーム 2件(2件)</li> <li>・メール 2件(2件)</li> <li>・郵便 2件(2件)</li> <li>・電話 1件(1件)</li> </ul> ※未回答については、匿名により回答不能あるいは市政への提案とは言えない内容で各課へ情報提供のみになったものです。	H29年度 全107件(回答73件) <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案箱 61件(39件)</li> <li>・かんたん申請 23件(21件)</li> <li>・窓口持ち込み 4件(4件)</li> <li>・メール 15件(7件)</li> <li>・郵便 3件(1件)</li> <li>・電話 1件(1件)</li> </ul> ※未回答については、匿名により回答不能あるいは市政への提案とは言えない内容で各課へ情報提供のみになったものです。

公益通報 第29条

(公益通報)

第29条 職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。  
 2 市は、法令の定めるところにより、職員から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないう適切な処置を講じなければならない。

【解説】

- ・本条では、適法かつ公正な市政運営を行うことはもとより、市民の信頼を損なうことのないように、公益通報(内部告発)について規定します。
- ・市政運営を行う上において、違法行為の発生や、違法行為等に伴う公益の損失を防止するため、そのような場に遭遇したり、事実を発見した場合には、直ちに担当部署へ通報を行うことを義務付けるとともに、通報者となった職員の保護に努めなければならないことを規定しています。
- ・本市では、「下野市職員等の公益通報に関する要綱」を制定しており、公益通報に関する機関として「公益通報委員会」を設置し、公益通報に対応します。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総務人事課	公益通報制度	H26～	公益通報者保護法に基づく公益通報の適切な処理及び公益通報者の保護を図る	平成30年度通報件数 1件 (内、是正措置 1件) 令和元～4年度通報件数 0件	H29通報件数 0件
行政委員会	公平委員会費	H26～	公平委員会の運営に関する事 (委員3名の報酬、研修旅費等)	毎年、公平委員会を開催 (内容)職員団体の登録に関する事 ※職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に対する不服申し立てはなかった。	令和4年度 2回開催、委員3名出席

危機管理 第30条

(危機管理)

第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。

2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。

3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。

4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。

【解説】

- ・本条では、東日本大震災の教訓を下に、自助・共助・公助による危機管理のあり方として、市民及び市の責務等について規定します。
- ・市は、安全・安心な市民生活を確保するため、常に災害や大規模な事故などの不測の事態に備え、「下野市地域防災計画」などの策定や、ハザードマップ等の作成を行い、これらの計画等に基づき、日頃から市民の生命、財産を守るために必要な体制を整備することが必要です。
- ・災害等の発生時には、市は地域の消防団、ボランティア等の市民や消防本部、警察、自衛隊などの関係機関と連携し、速やかに情報収集、被害状況の把握、被害拡大の予測などを行うとともに、ライフラインの確保、避難誘導や炊き出し等必要な作業や支援を実施するなどの確に対処することが必要です。
- ・市民は、行政機能が失われた状況も想定しなければならず、緊急時には、まず、自分や家族の安全を確保した上で、近隣の住民と協力し、一人暮らしの高齢者や体の不自由な人たちの救助活動を実践し、相互に協力して対処しなければなりません。そのために、日頃から地域活動や行事に参加するなど、地域住民の交流を進めることが大切です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
安全安心課	自主防災組織活動補助金交付事業		第12条再掲		
安全安心課	石橋地区消防組合負担金		第12条再掲		
安全安心課	地域防災計画の策定		第12条再掲		
安全安心課	職員災害対応マニュアルの策定		第12条再掲		

意見募集 第31条

(意見募集)

第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。

- (1) 条例の制定又は改廃
- (2) 計画の策定、変更又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の規定による意見を十分考慮し、意思決定を行うものとする。この場合において、市は、当該意見及び意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、市民の市政への参加を保障する制度である意見募集制度等について規定します。
- ・ 市民意見公募手続(一般的にパブリックコメントと言われる制度)で、市が基本的な事項を定める条例や計画などを策定する際に、計画段階で公表することで、多様な市民意見を市政運営に反映させる機会を確保し、政策形成過程における市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に行うことを規定します。
- ・ 本市では、「下野市パブリックコメント制度実施要綱」を制定し、運用しています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
総合政策課	パブリックコメント	通年	条例・計画等策定時、パブリックコメントを実施し広く意見を求める。	令和4年度実績 ・下野市生活排水処理構想(下水道課) ・下野市人権教育・啓発推進行動計画(令和5年度～令和9年度)(市民協働推進課) ・下野市犯罪被害者等支援条例(安全安心課) ・下野市環境基本計画(環境課)	

(委員の公募及び審議会等の公開等)

第32条 市は、市が設置する審議会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、原則として公募による委員を含めなければならない。

2 市は、委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を保ち、審議会等の設置目的に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な要件に配慮しなければならない。

3 市は、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。

4 市は、審議会等の開催情報、会議結果等を公表しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募による市民委員を含めなければならないことなどを規定します。
- ・ 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びその審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、条例に基づき設置する協議会、委員会等及びその他の委員会等を指します。
- ・ 委員の選任に当たっては、透明で公平な手続きで行われるべきこと、審議会等の設置目的等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮すべきことを規定しています。
- ・ 審議会等の会議の公開は、市民の市政への参画や透明性の高い市政運営の基礎となることから、原則公開としています。法令等(法律、政令、省令、条例、規則など)により公開しないことが定められている場合は、除かれることになります。
- ・ 市民の傍聴が容易となるように、開催情報を事前に公表すること、会議の結果を市民が知ることができるようにすることを義務付けます。
- ・ 本市では、「下野市審議会等委員公募要綱」、「下野市審議会等委員選任指針」を策定し、運用しています。

(住民投票)

第33条 市長は、市政に関する重要事項について、住民(住民投票を行う主体をいう。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。
- 3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関して必要な事項は、事案ごとに別に条例で定める。
- 4 議会及び市は、住民投票の結果の公表に努め、当該結果を尊重しなければならない。

【解説】

- ・本条では、住民の意思を直接確認するための制度として住民投票制度を規定します。住民投票が間接民主制を補完するもので、住民、議会及び市の三者が納得した上で、実施の可否を判断すべきであるとの考えにより、個別設置型の住民投票を採用しています。この条例の住民による制定請求については、地方自治法第74条に基づくことを原則とします。
- ・市政に関する重要事項とは、住民の意思を直接確認する必要があると認められる事案を指します。全国の事例では、原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設など、市の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について、住民投票実施に関する条例の議決を経て、住民投票を実施することができることとしています。
- ・住民投票は、住民を二分する可能性があるなど住民相互の関係性にも大きな影響があり、また、実施には相当な費用を要するものであるため、慎重に行う必要があります。このため、住民投票は、住民に必要な情報が提供され、多様な意見を持つ人が十分に議論をした上で、なお、住民の意思を確認する必要がある場合の最終手段としてのみ実施するものとします。
- ・住民投票の実施を請求する方法には、住民投票実施に関する条例の制定を請求することによる方法と、住民投票の実施を請求する方法とがあります。住民投票実施に関する条例の制定請求は、地方自治法第74条の規定に基づくものとなります。一方、住民投票の実施の請求は、住民が市長へ直接その請求を行うこととなります。この場合、地方自治法による定めがないため、請求要件に制限はありません。
- ・投票資格者の範囲等については、事案によって異なると考えられるため、事案ごとに住民投票実施に関する条例で定めるとしています。
- ・住民投票の結果については、個別設置された住民投票実施に関する条例に基づき適正な公表に努め、議会及び市は当該結果を尊重するものとします。現行地方自治法の下では、住民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果は、議会や市長の選択や決断を拘束するものではありません。しかし、議会及び市は、多数の住民の意見が直接表明されたことの意味を重く受け止め、当該結果を尊重しなければならないとしています。

人材及び組織の育成 第34条

(人材及び組織の育成)

第34条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、協働によるまちづくりを推し進めるための人材と組織の育成について規定します。
- ・市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、環境(場所、機会、仕組みなど)づくりに努める必要があります。
- ・市民が積極的、意欲的にまちづくりに取り組むためには、参画に対する強い動機づけを持続させることが大切です。
- ・下野市では、生涯学習情報センターを開設し、市民活動支援サイト「Youがおネット」の管理運営、ボランティアバンクの管理運営、各種人材育成講座の開催、活動場所の提供などを行っています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	市民活動支援事業		第10条再掲		
市民協働推進課	コミュニティセンター運営事業	H26～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各コミュニティ推進協議会への運営費補助</li> <li>・コミュニティセンターの修繕、管理、維持</li> <li>・国分寺地区コミュニティ盆踊り・花火大会の運営補助</li> <li>・石橋地区お神輿広場の運営補助</li> </ul>	コミュニティ推進協議会運営費補助(12団体) コミュニティ助成(宝くじ助成) 石橋上町コミュニティ推進協議会	コミュニティ推進協議会運営費補助(11団体) コミュニティ助成(宝くじ助成) 薬師寺コミュニティ
市民協働推進課	市民活動センター運営事業	R4～	協働のまちづくりを推進するため、市民活動の拠点となる市民活動センターの管理運営を行う。	登録者数:団体66、個人5 延べ利用者数:7,086人 講座実施回数:3回 実施事業:市民活動センターまつり、利用者交流会	
文化財課	文化財観覧ガイド養成講座	H29～	下野市歴史文化基本構想に基づく「東の飛鳥プロジェクト」の一環として、市民との協働による歴史のまちづくりを実現するため「文化財観覧(かんこう)ガイド」の養成を行う。	令和元年度以降、養成講座は未実施  H30 登録27名 R1 登録37名 R2 登録29名 R3 登録28名 R4 登録22名 R5 登録21名	①12/19「文化財による観覧のまちづくりと市民の力」49名 ②1/13「下野市の文化財」47名 ③1/27「古墳時代の下野市」56名 ④2/3「古代の下野市」56名 ⑤2/17「中世の下野市」51名 ※平成30年6月末現在でガイド登録26名
生涯学習文化課	生涯学習による協働のまちづくり支援事業	H26～	全国のまちづくりの実践者等を講師として招き、先駆的事例を学ぶ。	R4 26名参加(コロナ対策として規模縮小)	H26 93名参加 H27 77名参加 H28 94名参加 H29 中止(講師の都合による)

	◆公民館 開催講座(講座6種 家庭教育講座・青少年教育講座・セカンドステージ支援講座・まちづくり入門講座・成人講座・高齢者講座)					
	セカンドステージ支援講座開催数	国分寺	石橋	南河内	南河内東	合計
		2	0	2	1	5
	まちづくり入門講座	国分寺	石橋	南河内	南河内東	合計
		2	3	2	0	7
	自主サークル数	国分寺	石橋	南河内	南河内東	合計
		33	47	24	26	130
	※4館合計 7,805件 のべ113,776人利用実績 ※1件あたり14人					
施設利用状況	◆生涯学習情報センター					
	令和2年度貸館状況(R3.5.1～南河内公民館へ事務所移転) (研修室 ミーティング室 和室)417件2,571人 (6人/件) 相談件数14件(1件/月) 利用登録団体数63 印刷室 183件(15件/月) 展示スペース36件(3件/月)					
	開催講座 パソコン関連講座(ワード、エクセル、Zoom、スキルアップ講座) 年60回 ボランティア養成講座(緑化・傾聴・ソーイング)年15回 ボランティア自主企画講座 4講座(10日間) パソコンなんでも相談会 (毎月第1・3木曜日) 81件(7件/月)					

広域連携 第35条

(広域連携)

第35条 市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。

【解説】

- ・本条では、多様化する行政需要や、広域化する行政課題に対応して、他自治体等との連携・協力の必要性について規定します。
- ・消防など地域間で共通する課題については、広域的な事務組合などで対応することが必要です。
- ・近隣や県内市町との連携・協力だけでなく、県外の市町村や栃木県、国との関係も含むものです。
- ・地方分権の進展により、国、都道府県及び市町村は、互いに「上下・主従」の関係でなく、「対等・協力」の関係となり、地方公共団体は自律した自治体として認められています。しかし、それぞれの持つ役割に応じ、本市だけでは解決できない課題については、近隣やその他の市町村、栃木県や国と協力し、解決に当たっていくことが重要であり、適切な役割分担の下に、連携・協力してよりよいまちづくりを推進することが必要です。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
環境課	小山広域保健衛生組合負担金		第24条再掲		
環境課	クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金		第24条再掲		
安全安心課	石橋地区消防組合負担金		第24条再掲		
市民課	住民票の写し等の交付に関する事務事業	H26～	宇都宮市、上三川町、壬生町の窓口にて市民の住民票の写しその他、戸籍謄本、抄本の取得できるサービス	R4実績 【住民票】 53件 【戸籍謄本】225件 【戸籍抄本】 45件 委託料 32,300円 ※1市2町合計	H29実績 【住民票】 95件 【戸籍謄本】229件 【戸籍抄本】 63件 委託料 38,700円 ※1市2町合計
総合政策課	1市2町連携会議事業	H27～	下野市・上三川町・壬生町が地域振興や定住促進を図るため、一体となった課題解決策等を検討・実施する。	1市2町の連携事業として、有識者を講師としてお招きし「農業と観光の連携」に関する研修会を実施する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止した。	【平成29年度】下野市・上三川町・壬生町「1市2町合同婚活プロジェクト」事業実施3回開催(H29年8月、10月、12月) 参加者数102名(男51名、女51名) カップリング成立数18組(成功率:35.3%)
商工観光課	栃木県南地方卸売市場負担金		第24条再掲		
総合政策課	小山地区定住自立圏形成協定締結	H28～	小山市を中心市とし、圏域全体における定住促進・地域活性化を図るため、連携・協力により各種取組みを実施する。	【令和4年度】小山地区定住自立圏共生ビジョンにおける具体的取組み35事業のうち、16事業が進捗度80%以上を達成している。	【平成29年度】小山地区定住自立圏共生ビジョンにおける具体的取組み41事業のうち、15事業が目標値を達成している。

国内交流 第36条

(国内交流)

第36条 市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にするまちづくりを推進するものとする。

2 前項に規定する交流のほか、市は、災害等の緊急時に備え、他の市町村との相互支援を積極的に推進するものとする。

【解説】

- ・本条では、行政課題解決のための広域連携に留まらず、歴史や文化などを共有する他市町村との国内交流について規定します。
- ・歴史、文化等による交流だけでなく、災害等の緊急時には、近隣市町村だけでは対応できない事態も想定されることから、遠距離の市町村とも相互支援協定を結ぶなど、積極的に連携・協力することが必要です。
- ・本市では、香川県高松市と「歴史文化交流協定」及び「災害時における相互支援協定」を締結し交流を行っています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	親善友好都市交流事業	H26～	市内交流協会が実施する高松市及び宮城県亘理町との交流を支援・促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内交流協会活動費補助、事務局運営</li> <li>・高松市との小学生相互派遣(22名/年)</li> <li>・本巢市淡墨桜感謝祭への招待を受け下野市長以下11名による本巢市訪問</li> <li>・本巢市長以下8名による下野市訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国際交流協会活動費補助、事務局運営</li> <li>・高松市との小学生相互派遣(20名/年)</li> <li>・亘理町へのスポーツ交流派遣(40名程度/年)</li> <li>・グリムの里 夏期日本語講習会(ミュンヘン大学生の受け入れ)</li> </ul>

国際交流 第37条

(国際交流)

第37条 市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、市民の国際交流活動に関する市の支援等について規定します。
- ・市民だけでは積極的に推進することが難しい国際交流活動について、市が支援し、市民の国際交流活動の経験をまちづくりに活かせるよう努める必要があります。
- ・日常生活における様々な分野で国際交流活動に努めるとともに、国際交流を身近な外交と捉えるなど、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進する必要があります。
- ・本市では、ドイツ・ディーツヘルツタールと姉妹都市提携を結び交流を行っています。

課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載	実績参考 ※H30検証時調査資料
市民協働推進課	国際交流事業	H26～	市民の国際交流活動を支援するとともに、国際交流を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国際交流協会活動費補助及び事務局運営</li> <li>・国際交流員1名配置</li> <li>・ドイツとの中学生相互派遣(3年に1回、前回13名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国際交流協会活動費補助及び事務局運営</li> <li>・国際交流員1名配置</li> <li>・ドイツとの中学生相互派遣(3年に1回、前回13名)</li> </ul>

見直し 第38条

(見直し)

第38条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参画の下に検証を行い、その結果を踏まえ、条例の見直し及び市民が主役のまちづくりに関する政策について、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する条例の検証を行うための機関を設置するものとする。

3 前項に規定する機関に関し、必要な事項は、別に定める。

【解説】

・本条では、この条例を実効性あるものにしていくための措置について規定します。

・自治基本条例は、最高規範であることから、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。

・しかしながら、今後、社会経済情勢がますます変化していくことが予想されるため、一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会経済情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止する必要があります。

・本条例を、目的の達成状況や社会経済情勢に応じて、より良い条例にするために検証を行い、必要に応じて見直すことが必要です。

・本条例の見直しの際には、市民参画を得ることを定めています。市民の意見を反映させることは、本条例の基本原則の一つである参画の基本となることから、本条例の検討に当たっては、市民参画により進めてきました。したがって、この条例の見直しに当たっても、同様に市民参画により取り組むこととしています。

## 下野市自治基本条例検討委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	備 考
1	市 民	上野 志帆	公 募
2		米本 良行	公 募
3		飯野 美波子	公 募
4	関係団 体の 代表者	大関 啓子	石橋商工会女性部 部長
5		篠崎 雅晴	自治会長連絡協議会理事
6		高橋 亜矢	市P T A連絡協議会理事
7	学 識 経 験 者	中村 祐司 (会長)	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
8		岡田 雅代 (副会長)	自治基本条例情報紙らいさま編集委員
9		鈴木 祐孝	自治基本条例情報紙らいさま編集委員
10		黒須 重光	自治基本条例情報紙らいさま編集委員
11		諏訪 守	自治基本条例情報紙らいさま編集委員
12		木村 千里	自治基本条例情報紙らいさま編集委員
13	市長の 選任者	村尾 光子	市議会議員

●下野市自治基本条例検討委員会の開催概要

月 日	内 容
令和5年6月20日	<b>第1回下野市自治基本条例検討委員会</b> ・自治基本条例について ・検証シートについて
令和5年8月21日	<b>第2回下野市自治基本条例検討委員会</b> ・自治基本条例の検証について
令和5年10月11日	<b>第3回下野市自治基本条例検討委員会</b> ・自治基本条例の検証について ・逐条解説の修正について ・検証報告書の構成について
令和5年12月14日	<b>第4回下野市自治基本条例検討委員会</b> ・自治基本条例検証報告書について
令和6年1月10日	市長へ検討報告書提出

●下野市自治基本条例（平成26年3月20日 条例第1号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び市の役割及び責務並びに自治の基本原則を定めることにより、地方自治の本旨に基づくまちづくりを実現することを目的とする。

（位置付け及び最高規範性）

第2条 この条例は、市政の基本事項について本市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

2 市民、議会及び市は、この条例を遵守しなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者をいう。
- （2） 議会 議会及び議員をいう。
- （3） 市 市長及び市の執行機関をいう。
- （4） 参画 まちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。
- （5） 協働 市民、議会及び市が共通課題を解決するためにそれぞれの役割及び責任を対等な立場で、協力して活動することをいう。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

（自治の基本理念）

第4条 市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とする。

2 市民、議会及び市が協働によるまちづくりを推進することを基本理念とする。

（基本原則）

第5条 第1条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。

- （1） 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的人権を尊重する。
- （2） 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。
- （3） 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極的に推進する。

（情報提供）

第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。

（情報公開）

第7条 議会及び市は、市民の情報公開請求に対して、市民の知る権利を保障し、適切に情報を公開するものとする。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報)の適正な取扱い)

第8条 議会及び市は、保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(参画)

第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。

2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

(協働)

第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。

(子どもの参画)

第11条 市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

### 第3章 市民及びコミュニティ組織

(市民の権利)

第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。

- (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。
- (2) よりよい行政サービスを享受することができること。
- (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。
- (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。
- (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

(市民の責務)

第13条 市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。
- (2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。
- (3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。

(コミュニティ組織の責務及び支援)

第14条 コミュニティ組織(市民活動団体を含む。)は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

(事業者の権利及び責務)

第15条 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。

## 第4章 議会

(議会の役割、責務、運営等)

第16条 議会は、重要な政策の意思決定をし、政策を立案し、及び提言し、市政運営を監視するなど、その権能を十分に発揮しなければならない。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に把握し、かつ、議員間の討議を尽くすよう努めなければならない。

3 議会は、市民の信頼に応え、公平性及び透明性を確保し、常に説明責任を果たすものとする。

4 議会の役割、責務、運営等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員の責務)

第17条 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の信頼に応えなければならない。

2 議員は、市政の適切な監視及び評価並びに政策提案のため、常に研さんに努めなければならない。

3 議員の責務に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第5章 行政

(市長の責務)

第18条 市長は、市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営し、自治の基本理念に応えるよう指導力を発揮しなければならない。

2 市長は、地域社会、市民生活等の実態、変化等を中長期的かつ広域的に把握して、市政に反映するよう、努めなければならない。

(職員の責務)

第19条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市長の補助機関の一員として、自治の基本理念の実現のために公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たって、必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

(総合計画)

第20条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するために、市の最上位計画である総合計画を市民参画の下に策定し、かつ、定められた範囲で見直しを行うものとする。

2 総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決により定めなければならない。

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(行政評価)

第21条 市は、効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するも

のとする。

2 市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映させるものとする。

(行政組織)

第22条 市は、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的な業務の執行を進めるため、機能的な組織体制づくりに努めるものとする。

(財政及び財務)

第23条 市は、持続可能な財政運営を行っていくために財政計画を策定し、財政の健全化を図るものとする。

2 市は、財政状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

(出資団体等)

第24条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。

(行政手続)

第25条 市は、処分、行政指導、届出等に関する手続について、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(法務)

第26条 市は、政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。

(説明責任)

第27条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に対する情報提供に努めるとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(提案、要望、意見等への対応)

第28条 市は、市民から提案、要望、意見等があったときには、速やかに事実関係を調査し、対応しなければならない。この場合において、必要に応じ、積極的にそれらを施策に反映させるように努めなければならない。

(公益通報)

第29条 職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

2 市は、法令の定めるところにより、職員から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な処置を講じなければならない。

(危機管理)

第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。

2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。

3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。

4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。

## 第5章 参加及び協働

### (意見募集)

第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。

- (1) 条例の制定又は改廃
- (2) 計画の策定、変更又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の規定による意見を十分考慮し、意思決定を行うものとする。この場合において、市は、当該意見及び意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

### (委員の公募及び審議会等の公開等)

第32条 市は、市が設置する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、原則として公募による委員を含めなければならない。

2 市は、委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を保ち、審議会等の設置目的に応じた、地域、年齢及び性別その他必要な要件に配慮しなければならない。

3 市は、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。

4 市は、審議会等の開催情報、会議結果等を公表しなければならない。

### (住民投票)

第33条 市長は、市政に関する重要事項について、住民（住民投票を行う主体をいう。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。

3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関して必要な事項は、事案ごとに別に条例で定める。

4 議会及び市は、住民投票の結果の公表に努め、当該結果を尊重しなければならない。

### (人材及び組織の育成)

第34条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

## 第7章 連携及び交流

### (広域連携)

第35条 市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。

### (国内交流)

第36条 市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にすまちづくりを推進するものとする。

2 前項に規定する交流のほか、市は、災害等の緊急時に備え、他の市町村との相互支援を積極的に推進するものとする。

(国際交流)

第37条 市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

第8章 条例の実効性の確保

(見直し)

第38条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参画の下に検証を行い、その結果を踏まえ、条例の見直し及び市民が主役のまちづくりに関する政策について、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する条例の検証を行うための機関を設置するものとする。

3 前項に規定する機関に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

●下野市自治基本条例検討委員会条例 (平成 25 年 3 月 22 日 条例第 2 号)

(設置)

第 1 条市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例 (以下「条例」という。)の検討を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、下野市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

3 委員会は、必要に応じ、第 1 項の事務に係る検討等の状況を市長に報告するものとする。

(組織等)

第 3 条委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条第 2 項の規定による報告を行うまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第 4 条委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(部会)

第7条会長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち会長が指名した者(以下「部会員」という。)で組織する。

3 部会には、部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

5 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第5条中「会長」

とあるのは「部会長」と、前2条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条委員会の事務を処理するため、総合政策部に事務局を置く。

2 委員会の会議録は、事務局が作成する。

(委任)

第9条この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。